

第9回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年9月29日(金) 午前10時から午後零時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

浅井和子, 石橋徳子, 岡田隆弘, 岡久幸治, 岡本 浩, 加藤敏員, 佐本桂子, 西中美裕, 畑 純一, 成川洋司, 三吉 修

(欠席者) 寺下能明, 矢野裕一 (五十音順, 敬称略)

(ゲストスピーカー)

小林睦郎

(事務担当者)

田中伸一, 森川守一, 打田 實, 山本 猛

(庶務)

松阪 茂, 山崎智弘

第4 議事〔発言者／ ◎：委員長, ○：1号委員(学識経験者), ●：2号委員(弁護士), △：3号委員(検察官), □：4号委員(裁判官), ■：事務担当者, 庶務又はゲストスピーカー〕

1 開会

2 新任委員の紹介

委員長から, 加藤敏員及び成川洋司両新任委員について紹介があった。

3 パワーポイントの改良点及び広報活動

事務担当者から, 前回の委員会での指摘事項等を踏まえ, 裁判員制度説明用のパワーポイントの改良点と同制度の広報活動状況について説明があっ

た。

4 模擬裁判員裁判の概要

事務担当者から、6月29日（木）及び30日（金）と2日間にわたって、当庁において実施された模擬裁判員裁判の概要について説明があった。

5 「模擬裁判の裁判員役を務めて」

ゲストスピーカーが、模擬裁判員裁判の裁判員役を務めた体験談を踏まえ、裁判員制度について基調講演を行った。

6 意見交換「裁判員制度について」

◎ 裁判員制度が間もなく始まるという点については、かなりの国民に知ってもらえたと思うが、裁判員として国民が参加する上で、どういう障害があるかを踏まえ、広報活動を展開していく必要がある。

具体的には、各自治体や企業に対し、裁判員制度の重要性についての認識を持っていただき、休暇制度の充実を働きかけていく必要があるが、広報活動をどのように展開していくか悩ましいところであり、裁判員制度の対外的な広報の在り方などについて、御意見をいただきたい。

○ 裁判員裁判については、制度的に、比較的軽い罪の方から実施すべきではなかったのか。

□ 国民の司法参加という観点から、国民の関心の高い重い罪についてこそ、国民に参加してもらおうという形で裁判員法が制定された。また、例えば、暴力団が関与しており、裁判員に危害が及ぶ可能性がある事件については、裁判員が参加しない形で裁判を実施することも可能な仕組みにもなっている。

○ 裁判員制度自体、国民に理解されていないと思う。裁判員制度実施まで2年ほどしかないことから、できるだけ早くテレビ等を通じて大々的に広報活動をしないといけない。各論はともかくも、総論の部分が不足している。

○ 一般の人に、模擬裁判員用の法廷を見学する機会を設けたりすることも大切ではないか。また、最高裁判所のホームページに、裁判員制度が掲載されていて、どのくらいの人が見ているのか分からないが、トップページにはイラスト的なものを取り入れると見やすくなるのではないか。

○ インターネットについては、興味ある人が、好きな時間帯に見ることができ、多くの人に利用されている。動画を利用して興味を誘い、集客力が高いところにリンクを張るというのも一つの方法ではないか。

また、裁判員として参加する場合、会社での地位や立場によって、参加のしやすさに差があることから、実務的なレベルで解決を図っていく必要があるのではないか。

さらに、裁判員として参加するのは不安だという問題もあり、広報を通じて不安を和らげる必要もある。教育が大きな課題になっている。30歳から50歳までの人と面接する機会があるが、年齢に関係なく、十年前に比べると、あまり自分を出さない人が増えているように思われる。

○ 広報活動は、いろいろ手を尽くし、繰り返し行わないと効果を奏しない。

また、裁判員が参加する事件については、二、三日という集中的な日程を組むことを検討されているようだが、裁判員の心身にかなりの負担を伴うことが問題とならないだろうか。

○ 裁判所が、ラジオ局やテレビ局とタイアップして、積極的に広報を行う必要があるのではないか。また、自治会単位などで広報活動を行うことは、裁判員制度自体が身近なものになり、比較的効果が上がるのではないか。

■ いろいろなメディアを使う方策がよい。例えば、中高年についてはラジオ、若い人についてはインターネット、一般の人についてはテレビや新聞というように、それぞれの対象者に分けてピーアール活動を行う方がよい。また、もっと宣伝をしないといけない。自分の身に降りかかってこないと思っている人がほとんどではないか。

一方では、3年後に始まる裁判員制度についての広報活動を、他方では、子供たちを対象に十年、二十年かけて植え付けていくというように、多角的に広報活動を行っていく必要があるのではないか。

7 次回の予定等

◎ 平成19年1月19日（金）午前10時に開催する。

協議テーマは、「裁判員制度の広報について」とする。

8 閉会（午後零時）